

収益認識に関する会計基準（案）の公表

企業会計審議会は、平成 29 年 7 月 20 日に「収益認識に関する会計基準（案）」等（以下、公開草案）を公表しており、平成 29 年 10 月 20 日までをコメント募集期間としています。

公開草案の内容は、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点として、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとしています。

今回は、公開草案のうちこれまでの実務等に配慮して定められた重要性等に関する代替的な取扱いについて、関連する収益認識の各ステップとともに以下でご紹介します。（収益認識に関する会計基準の適用指針（案）第 91 項から第 102 項）

代替的な取扱い	関連するステップ
契約変更による財又はサービスの追加が既存の契約内容に照らして重要性が乏しい場合には、既存の契約を解約して新しい契約を締結したものと仮定して処理する方法と、既存の契約の一部であると仮定して処理する方法のいずれの方法も適用することができる。	ステップ① 契約の識別
約束した財又はサービスが、顧客との契約の観点で重要性に乏しい場合には、当該約束が履行義務であるのかについて評価しないことができる。	ステップ② 履行義務の識別
顧客が商品又は製品に対する支配を獲得した後に行う出荷及び配送活動については、商品又は製品を移転する約束を履行するための活動として処理し、履行義務として識別しないことができる。	ステップ⑤ 履行義務の充足による収益の認識
工事契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することができる。（受注制作のソフトウェアについても同様）	ステップ⑤ 履行義務の充足による収益の認識
一定の期間にわたり収益を認識する船舶による運送サービスについて、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が通常の間である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識することができる。	ステップ⑤ 履行義務の充足による収益の認識
商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点（出荷時や着荷時）に収益を認識することができる。	ステップ⑤ 履行義務の充足による収益の認識
契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、当該契約の初期段階に収益を認識せず、当該進捗度を合理的に見積もることができる時から収益を認識することができる。	ステップ⑤ 履行義務の充足による収益の認識
履行義務の基礎となる財又はサービスの独立販売価格を直接観察できない場合で、当該財又はサービスが、契約における他の財又はサービスに付随的なものであり、重要性に乏しいと認められるときには、当該財又はサービスの独立販売価格の見積方法として、残余アプローチを使用することができる。	ステップ④ 履行義務への取引価格の配分

以上